

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第三十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により次のように保険医療機関を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医結核予防法による医療機関の指定及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十一年一月二十六日

鳥取県知事 石破二朗

- ◇ 告示 目次
 - 健康保険法による保険医療機関の指定
 - 結核予防法による医療機関の指定
 - 結核予防法による指定医療機関の辞退
 - 町営土地改良事業の認可
 - 数人が共同して行なう土地改良事業の認可
 - 青谷町奥崎養郷土地改良区の成立
 - 国土調査法による地籍調査の成果の認証
 - 道路の位置の指定

- ◇ 選管告示 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数

漁業法の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数

昭和三十九年十一月十七日付け鳥取県告示第

六百三十五号中訂正

昭和三十九年十二月十九日付け鳥取県人事委員会規則第三十四号中訂正

員会規則第三十四号中訂正

◆ 正誤

00402

鳥取県告示第四十一号
八頭郡用瀬町から申請のあつた町営土地改良（江波農道橋改良）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十年一月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十年一月二十六日
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四十二号

気高郡青谷町大字奥崎二〇六番地 竹中定美ほか十八

人の者から申請のあつた数人が共同して行なう土地改良（農用地造成）事業については、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十年一月二十六日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和四十年一月二十六日
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四十三号

鳥取県知事 石 破 二 朗

気高郡青谷町大字奥崎一六一一番地 前家寛二ほか十六人の者から申請のあつた青谷町奥崎養郷土地改良区は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十条の規定により昭和四十年一月二十六日成立した。

昭和四十年一月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四十四号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条の三第二項の規定により定めた昭和三十五年度及び昭和三十六年度の事業計画に基づき名和町が実施した地籍調査の成果を同法第十九条第二項の規定に基づき認証したので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十年一月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

00401

名	称	所	在	地	診	療	科	名	開設者氏名	指	定	年	月	日	採用点数表
福永医院		気高郡青谷町		内科、外科、産婦人科					福永 達郎	昭和三十九年十二月二十九日	乙表点数表				
伊藤歯科医院		鳥取市吉方二七〇		歯科					今田 晴隆	昭和四十年一月一日	歯科点数表				

鳥取県告示第三十九号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十年一月二十六日

指 定 年 月 日 名 称 所 在 地 診 療 科 名 開設者氏名 指 定 年 月 日 採用点数表

昭和四十年一月一日 鳥取博愛病院 鳥取市瓦町九番地 外山 美夫

鳥取県知事 石 破 二 朗

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十年一月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

辞 退 年 月 日 指定医療機関の名称 所 在 地 開設者

昭和三十九年十二月三十一日 鳥取博愛病院

鳥取市瓦町九番地

00404

(第3種郵便物)
(認)

5 昭和40年1月26日 火曜日 鳥取県公報 第3600号

鳥取県選挙管理委員会告示第三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第二項の規定による選挙権を有する者の総数の一の

総数の五十分の一の数及び三分の一の数は、次のとおりである。

昭和四十年一月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定治

鳥取県において選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

鳥取県において選挙権を有する者の総数の 三分の一の数

鳥取市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

米子市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

境港市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

岩美郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

東伯郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

西伯郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

日野郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

00403

(第3種郵便物)
(認)

昭和40年1月26日 火曜日 鳥取県公報 第3600号

鳥取県告示第四十五号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十年一月二十日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

昭和四十年一月二十六日

鳥取県知事 石破 二朗

申請人の住所氏名

米子市上福原一九一九番地
山川忠善道路の位置の指定場所
八五五四番四五
八五五四番四四
八五五四番四三
八五五四番四二
八五五四番四一
八五五四番四〇
八五五四番四九
八五五四番四八
八五五四番四七
八五五四番四六
八五五四番四五
八五五四番四四
八五五四番四三
八五五四番四二
八五五四番四一
八五五四番四〇
八五五四番三九
八五五四番三八
八五五四番三七
八五五四番三六
八五五四番三五
八五五四番三四
八五五四番三三
八五五四番三二
八五五四番三一
八五五四番三〇
八五五四番二九
八五五四番二八
八五五四番二七
八五五四番二六
八五五四番二五
八五五四番二四
八五五四番二三
八五五四番二二
八五五四番二一
八五五四番二〇
八五五四番一九
八五五四番一八
八五五四番一七
八五五四番一六
八五五四番一五
八五五四番一四
八五五四番一三
八五五四番一二
八五五四番一一
八五五四番一〇
八五五四番九
八五五四番八
八五五四番七
八五五四番六
八五五四番五
八五五四番四
八五五四番三
八五五四番二
八五五四番一
八五五四番〇道路の幅員及び延長
二一 朗
幅員 四メートル
延長 一六二メートル部部部部部
七六一五四
のののの
一一一
八八八八八八八八八八八八
七二番番番番番番番番番番番番番
一七三三四三四四三九二六三七九二
八五五四番四四
八五五四番四三
八五五四番四二
八五五四番四一
八五五四番四〇
八五五四番三九
八五五四番三八
八五五四番三七
八五五四番三六
八五五四番三五
八五五四番三四
八五五四番三三
八五五四番三二
八五五四番三一
八五五四番三〇
八五五四番二九
八五五四番二八
八五五四番二七
八五五四番二六
八五五四番二五
八五五四番二四
八五五四番二三
八五五四番二二
八五五四番二一
八五五四番二〇
八五五四番一九
八五五四番一八
八五五四番一七
八五五四番一六
八五五四番一五
八五五四番一四
八五五四番一三
八五五四番一二
八五五四番一一
八五五四番一〇
八五五四番九
八五五四番八
八五五四番七
八五五四番六
八五五四番五
八五五四番四
八五五四番三
八五五四番二
八五五四番一
八五五四番〇

鳥取県選挙管理委員会告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第四項及びこれを準用する規定による選挙権を有する者の

選挙管理委員会告示

00405

昭和40年1月26日 火曜日 鳥取県公報 第3600号 6

数は、次のとおりである。

昭和四十年一月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤定治

鳥取海区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

二、六八〇人

正誤

昭和三十九年十一月十七日付け鳥取県告示第六百三十五号中次の箇所に誤りがあつたので訂正する。

頁 段 行 誤

岩実町

正

二十四 上 一

昭和三十九年十二月十九日付け鳥取県人事委員会規則第三十四号中次の箇所に誤りがあつたので訂正する。

職員で

第五条

七 下 終りから二

鳥取県条例第四十号()

岩美町
職員

第五条

鳥取県条例第四十号()

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目

定期一 鳥取県鳥取市栗谷町

一所 島

(定期一部月額二五〇円(送配料共)